

# ベーシックインカムに組み込まれる 福祉契約主義に関する考察

—— スチュアート・ホワイトの「市民的ミニマム」論から ——

金子 充

## はじめに

本稿では、貧困・社会的排除および経済的不平等に抗するために、「経済的シティズンシップ」にもとづくベーシックインカムとベーシック・キャピタルと呼ばれる給付プログラムの構想を論じるスチュアート・ホワイト(Stuart White)の議論について考察する。ホワイトは、リバタリアンやコミュニタリアンが掲げる諸正義について検討をおこないつつ、それらの実現をめざす社会保障給付プログラムを提案している。この提案のなかで、福祉契約主義と呼ばれる、給付の「見返りとしての義務・責任」としてあらわれるパターナリズムをどう考えるかが大きな論点になる。以下では、「経済的シティズンシップ」にもとづく給付プログラムとはどのようなものか、またそこで受給者の権利と義務・責任はどのように論じられているかを整理し、あらためて貧困が普遍的にもたらされる現代において、この政策構想がもつ意味について考察する。

## 1 「市民的ミニマム」と経済的シティズンシップ

### (1) 資産の分配による「市民的ミニマム」

スチュアート・ホワイトは、所有とデモクラシーを論じている政治学者で、ベーシックインカムに関連するいくつかの著作がある。そのなかで、2003年の

著書『市民的ミニマム(Civic Minimum)』は、現代における権利と義務・責任の性質、および所有と分配の正義等をより深く考察している。また「経済的シティズンシップ(economic citizenship)」に立脚したベーシックインカム、そして資産ベース福祉(asset-based welfare)に通じる「ベーシック・キャピタル」の意義および具体的な給付プログラムの可能性を考察している。刊行からすでにだいぶ経っているものの、日本の社会政策・社会福祉の議論で同書のような原理的かつ具体的な考察がおこなわれる機会は少ないため、今あらためて検討することでいくつかの政策論的な示唆を得たいと考えた<sup>(1)</sup>。

社会政策論およびその周辺では、グローバル化や個人化、そしてネオリベラルな政治によってもたらされた貧困と経済的不平等、さらに家族や共同体の崩壊といった事態に対して、ベーシックインカムや参加所得と呼ばれる給付プログラムを導入する意義が議論されている。一般的に、リバタリアンによるベーシックインカム論では、個人の自由の追求と福祉国家の非効率性を根拠としたミニマムな分配が提案されるのに対して、コミュニタリアンによるベーシックインカム論では、社会の共同性や互酬性(reciprocity)を促すために参加・包摂を求める給付プログラム(参加所得など)が提案されている(Van Parijs, 1995; Fitzpatrick, 1999; Standing, 2017)。

ホワイトは、シティズンシップの発展的な議論にもとづいて経済的不平等の不正義を指摘し、財産所有の民主化と資本の社会化を視野に入れた公正な分配を主張している。こうした正義にもとづいたシティズンシップを保障することが「オルタナティブ・リベラル」の戦略であるとし、それを制度化したものとしての「市民的ミニマム」の確保を強調している(White, 2014)。

このように、ホワイトは基本的にリベラリズムに立脚し、ロールズによる分配の正義論に依拠した「財産所有デモクラシー」に賛同する考察を同書の冒頭でおこなっている。ロールズが論じた「社会的ミニマム論」を手がかりに、責任をともなう分配によって共同体における互酬性や共有が確保されると考えて

いるようである<sup>(2)</sup>。つまり彼の議論はビル・ジョーダンのような急進的コミュニタリアンの参加所得論に近い性質をもち、それでいてヴァン・パリースのようなラディカルな社会的ミニマム論に近い要素をもっているといえる。ホワイトの「市民的ミニマム」は、こうしたいくつかの正義にもとづいて緩やかなパターンリズムをともなう資産分配をおこなう社会政策をあらわしている。

## (2) 根拠としての経済的シティズンシップ

著書『市民的ミニマム』におけるホワイトの中心的な関心は、権利と義務もしくは責任<sup>(3)</sup>の現代的な性質(nature)を検討し、シティズンシップの議論を発展させることに向けられている。

彼によれば、シティズンシップには権利と「責任」が含まれている。そこでシティズンシップの問いなおしを論じるにあたって、次の3つの論点を提示している。第一に、市民は市場による不平等を緩和させる社会的権利をもつ必要があるのか、もしあるならばどのような権利であるべきか。第二に、市民はこれらの権利と引き換えにどのような責任(義務ではなく)を負うのか。その責任を果たすことと権利を受けることにはどのような関係(相互性・互換性)があるのか。第三に、これらの権利と責任をともなう社会政策(給付プログラム)の最終的な目的は何か。実質的な経済的平等なのか、それとももっと控えめなものなのか、である(White, 2003: 17)。

これらの論点のうち、以下ではまず第一点目のシティズンシップの必要性とその意味について、ホワイトの議論を整理する。またこの先の節では、第二点目の「権利と責任」の相互性およびコミュニティの互酬性にかんする議論を考察し、コミュニタリアンとの比較でホワイトの経済的シティズンシップ論の特徴を明らかにする。さらに、第三点目の経済的シティズンシップからいかなる社会政策が導かれるのか、およびそこでの課題について検討することにする。

日本でもすでに十分に論じられているように、福祉国家のゆきづまりととも

に「社会的シティズンシップ」への批判が高まり、その再検討がおこなわれてきた(亀山 2007；田村 2008；武川 2008；坏 2016)。ホワイトは次のように説明する。20世紀半ばに構築された福祉国家は、完全雇用(による参加)を前提に普遍的な社会政策を整備したが、そのような時代制約のなかで社会的権利を考えていたT.H.マーシャルのシティズンシップ論は、まさにその前提である完全雇用が崩壊したいま問いなおされることになった(White, 2003：3)。

周知のとおり、マーシャルの提示したシティズンシップは、①人身や財産所有を含む個人の自由にかかわる市民的権利、②政治に参加する政治的権利、そして③「経済的福祉と安全」を要求し、また「社会的財産を共有」し、市民としての「標準的で文化的な生活を送る社会的権利」(社会的シティズンシップ)によって構成されるものである(Marshall, 1992：15-6)。しかしこの議論のあとに、福祉国家は失業・貧困・不平等の拡大と生活の質の低下をもたらした。そして「社会的財産」が共有されなくなり、社会的シティズンシップに対する説明責任を果たせなくなった社会民主主義は多方面から攻撃を受けることになった(White, 2003：6)。

このように、ホワイトの社会的シティズンシップ批判は、C.オッフエが「脱労働中心主義」という視点からおこなった議論に通じているようである。だが、ジェンダー、近代家族、障害、エスニシティといった差異や多様性の尊重と承認を求める立場にもとづく社会的シティズンシップの課題についてはあまり言及されていない。

一方、福祉国家は、資本主義のグローバル化にともなって社会的地位・身分にもとづく経済的不平等を拡大させ、階級的分断を深めた。だが社会民主主義的な正義が成立しなくなったものの、人々は階級的不平等の革命的な解消をめざすマルクス主義を受け入れることはなかった。とはいえ、人々は社会的排除を認め、経済的不平等をとまなう自由を追求するというリバタリアンの正義を受け入れることもなかった(ibid.：6-7)。

ホワイトによれば、福祉国家のあとに支持されたのは、「第3の道」として介入的な社会的包摂策を展開する政府であり、これらを支えてきた思想のひとつがコミュニタリアニズムであった<sup>(4)</sup>。コミュニタリアンによれば、経済的シティズンシップとは社会に市場を組み込む(embed)ことであり、社会がまとまりのある包摂的な共同体でありつづけることをめざすものである。すなわち、すべての市民が普遍的に社会保障給付および教育・職業訓練を受けられること、つまりまず基本的には(経済的な)財にアクセスする権利をもつことで経済的不平等をなくそうとするものである。そして同時に教育・職業訓練のようなワークフェアによって市場への包摂がおこなわれてきた(ibid. : 11-12)。

経済的シティズンシップの思想は、ホワイトの説明によると、経済的な平等を追求する責任がある点でリバタリアンの哲学に通じる部分がある(その意味で、ヴァン・パリースの議論と親和的である)。もちろん一般的なりリバタリアンは義務にもとづくシティズンシップを拒否することも確かである。一方、市民が果たすべき責任(もしくは義務)という名のもとに国家が市民の行動に介入することを容認するのはコミュニタリアンである。そのなかには、いっそうラディカルな平等主義を掲げ、市場による不平等の緩和をめざそうとする議論もある。いくつかのちがいがあがるものの、多くのコミュニタリアンが「経済的シティズンシップ」として次の正義を求めていることをホワイトは整理している(ibid. : 17)。

- ① 市民はさまざまな社会的権利を所有している。
- ② この権利は平等主義(egalitarian)的に分配するという目的にかなうものである。
- ③ この権利は市民に社会的な生産物(social product)を共有する機会、および「生産的貢献(productive contribution)」のための機会を確保するものであり、その見返りに市民はコミュニティに(潜在的であれ)「生産的貢献」をおこなう明確な義務を負う。

こうしてコミュニタリアンによる経済的シティズンシップは、「公正な互酬としての正義(justice as fair reciprocity)」としてあり、それを実現するためにコミュニティに配慮した政治(デモクラシー)と社会政策が検討されなければならないと考えられている。すなわちここで経済的シティズンシップとは、社会的な生産に貢献するという「共通善」にともなう権利と義務(責任)ということになるだろう。

## 2 互酬性と福祉契約主義

### (1) 互酬によるシティズンシップ

ホワイトの議論は、互酬という正義を求める点において、コミュニタリアンの議論とつながっているようだが、その特徴はどこにあるのだろうか。本稿後半のベーシックインカムとベーシック・キャピタルの検討を通して明らかにしていくが、その前にコミュニタリアンの互酬性論およびベーシックインカム論(参加所得論)について基礎的な先行研究をいくつか確認しておきたい。

コミュニタリアンの一般的な特徴は、労働もしくは「仕事」が現代生活の中心的活動形態であると考えているところにあるとされている。彼らは、労働が社会の道徳的紐帯を維持する重要な役割を果たすものと考え、「自立心や責任などの徳性を諸個人が道徳的に涵養することを理由に有給労働を奨めている」(Little, 2002=2010: 172)。このようにシティズンシップを参加概念とのかかわりで考える場合、一般的にはワークフェアが支持される。

福士正博は、急進的コミュニタリアンであるとされるビル・ジョーダンとエイドリアン・リトルのシティズンシップ論について考察している。それらは、コミュニティにおける互酬性および市民的公共性を強調する経済的シティズンシップ論である。ジョーダンは、まさに社会が「協力のシステム」であること、そして社会の成員である市民はそのような社会的協力のシステムに参加で

きるシティズンシップをもつ必要があることを論じているとまとめている(福士 2009 : 168-70)。

また福士によれば、マーシャルに代表されるリベラルなシティズンシップ論では、自律概念とのかかわりから、「労働」の権利は市民的権利に属するものと考えられてきた。だが賃金労働を確保できない脱工業社会において、労働と自律との関連性はもはや薄くなっており、「働く権利」を新たなシティズンシップとして確認しなければならなくなっている。つまり雇用が「偶然の機会」となった現代において、市民的権利でも社会的権利でもない「働く権利」を新たなシティズンシップとして含めることが求められることになった(同 : 157-9)。そして市民はこのシステムに貢献し、「そこから利益を得ることに関心を持っている」という点で共通善を共有することになる。「ここで大事なことは、シティズンシップが共同体における善、言い換えれば共通善に基礎づけられていなければならないという点にある」としている(同 : 168)。

リトルは、有給労働の上位概念として「仕事」を定義する。それは「社会的徳性」を生み出すコミュニティでの諸活動、「道具的でない諸活動」であるとされる(Little, *ibid.* : 182)。リトルは共通善というよりも市民の「コミュニティに対する責任」について次のように論じている。長くなるが引用しておく。

「人びとは、彼らが所属するコミュニティに対して責任を感じているからこそ、コミュニティの活動を行う。しばしばこうした責任概念は、とくに、コミュニティの構成員として我々が得る便益のためにコミュニティを支持せざるをえないといった互恵性原理から生まれるものである。しかし、この点を批判する者からすると、他者と我々との関係には利己的で道具的態度が含まれていると言うかもしれない。諸個人の非互恵的基礎に基礎づいた責任感が強調されるのは、そうした批判に対応するためである。そのように我々は、見返りを期待してでなく、通常コミュニティに対す

る愛着のために、他者の利益に配慮し、行動している。](Little, ibid. 184)

この議論から、リトルは、有給労働が経済的な貢献をもたらし、もう一方のコミュニティにおける仕事が互酬性あるいは「社会的徳性」をもたらすという対比を示そうとしたのではない。むしろその反対で、たとえば「社会的生産」に貢献するコミュニティ企業が成功するためには、相互扶助や共通善だけでなく、競争や敵対心といった市場の価値が不可欠なはずであるという例を挙げている。そして経済合理性がすべてに優先するわけではなく、またコミュニティの中にある互酬性のみで「社会的徳性」をもたらす仕事が成り立つものでもない。つまりコミュニティは「多様な形態」をとっており、どのような活動がおこなわれるべきかは「コミュニティごとに違うもの」と考えられている (ibid. : 183-4)。このように、リトルの議論は有給労働にかぎらない貢献を前提とした「多様な互酬性」を想定しているようである (Fitzpatrick, 1999 ; 田村 2007)。

妻鹿ふみ子は、ヴァン・パリースとジョーダンの議論を比較しながら、その強調点のちがいを考察している。すなわち、両者の思想の基底には共通して「リベラルな平等主義」があるが、「自由主義陣営に位置づけられるパリースが、リベラルな平等主義の思想をほぼ踏襲し、個人間の不平等を可能な限り縮減しようとするのに対して、ジョーダンは、平等に多大な関心は寄せつつも、正統派リベラルの平等主義的再分配の論理を批判し」ていると理解している (妻鹿 2013 : 25)。つまり、リベラルな平等主義の再分配ではリバタリアンの価値が拡大し「市場原理の暴走」を許してしまうので、急進的コミュニタリアニズムは「補強」の必要性に注意を傾けるのだと見ている (同 : 25-6)。

## (2) 福祉契約主義のパターナリズム

ホワイトは、コミュニタリアンが主張する経済的シティズンシップが社会政策に導入される際に、「福祉契約主義 (Welfare Contractualism)」が取り入れ



られてきたことを批判的に論じている<sup>(5)</sup>。福祉契約主義とは、端的にいえば、市民が社会的権利と引き換えに労働(もしくは仕事)の義務を果たさなければならぬという取り決めをすることを意味している。それは社会政策でワークフェアと呼ばれるものとして制度化されるのが一般的である。

たとえば「第3の道」による社会的包摂策の議論では、すべての市民に権利と同時に義務や責任があることが強調されてきた。ホワイトによれば、包摂的な社会が探求されたことで、市民にはさまざまな社会サービスに対する普遍的な利用の権利が認められるようになった。だが同時にそこでは福祉契約主義にもとづく取り引きがはたらき、援助を受ける場合には市民としての責任が求められるようになった(White, *ibid.* : 13)。

ホワイトの批判のポイントは、たとえば「監視つきで住居を保障すること」や「依存症の治療とセットで所得を保障すること」のように、この福祉契約主義が経済的シティズンシップとして権利と義務を強調するときに、それが人々の生を監視する(権力の)装置として働き、自由を奪うことに向けられている(*ibid.* : 13)。公正な互酬性を目的とする「市民的ミニマム」の保障は、こうした経済生活の管理(govern)をともなうパターナリスティックな制度として実施すべきではないとホワイトは考えているようだ。深刻な貧困や排除といったリスク、および市場の脆弱性と搾取に応じる場合のみにおいて、パターナリズムは正当化され得るとしている。より普遍的には、福祉契約主義を回避して経済的シティズンシップが保障されることを求めているようである。

### 3 資産分配を受ける権利——貢献の見返りとして

#### (1) 資産としてのジョブ

ホワイトは、ベーシックインカムを擁護する多様な哲学的な議論について多角的に考察している。とくにベーシックインカムに対する代表的な批判である

「働き者の搾取」(フリーライダーが働き者の犠牲の上にある)という議論に対して検討をおこなっているが、ここでは本論から外れるので扱わない。

ホワイトの著書後半で主に展開されているのは、ヴァン・パリースが示した「社会の資産としてのジョブ(society's job assets)」論と、「社会の技術的な相続(society's technological inheritance)」の議論である。これらによって「社会的な財産」の正当な共有を主張するための理論武装がなされている。

ホワイトの基本的な考えは、ヴァン・パリースのリベラル平等主義という議論に通じており、市民は平等に、または最大の「真の自由」を得られる必要があると見ている。自由という正義のために、完全な経済参加の機会が確保されることが望ましい。こうした正義にかなう社会を構想するために、ヴァン・パリースの「社会の資産としてのジョブ論」が参照されている(Van Parijs, 1995=2009: 155-6)。

ヴァン・パリースはさまざまな「社会的財産」(譲渡可能な外的資産)について議論をしており、その中身には、天然資源および自然的でない富(non-natural wealth)の移転(ギフト、遺贈、相続)が含まれていた。ヴァン・パリースはこれらを含む「ギフトの公正分配としての社会正義」を主張しており、ホワイトもそれに賛同している。「資産としてのジョブ」という考え方もこうした議論の延長にあると考えてよいだろう(Van Parijs, 1995=2009: i; White, 2003: 156)。

齊藤拓によるヴァン・パリースの議論の説明によれば、「資産としてのジョブ」の考え方においては、「人々は『ジョブ』という地位を占有することによって社会的財産(の一部)を占有している」と見ることになる。すなわち「労働者は生産要素としての労働そのものに対する報酬を受け取っているのではなく、むしろ『ジョブ』という地位に付随する身分給を受け取っているのである」。また「資産としてのジョブ」は「ある種の社会関係資本」として理解することができ、社会的な財産から受益するための地位であると説明されている。つまり、

労働者という地位を保持することは「ジョブ」を得られるという地位を占有することであり、その地位は社会的な財産として自然および先代からギフトされたものであると考えられる。ジョブがあるということは、この「社会的財産への貢献と占有の経路」を確保していることを意味するのである(齊藤 2009 : 423-7)。

## (2) ジョブへの意欲と選別

現代社会において雇用がもたらす実質的な利益は大きいもので、スキル開発や社会的な交流の機会など人生のチャンスを決定する重要な要因を含んでいるとホワイトは見ている。そして雇用によって得られる所得が社会的財産にアクセスする機会をもたらす。したがって、雇用に恵まれた者とそうでない者(非自発的失業者)との間には道徳的に見て大きな不平等が生じる。雇用の機会に恵まれた者に課税をし、ベーシックインカムの財源に充てるべきだと考えるヴァン・パリースの提案はよく知られているだろう。

こうしたヴァン・パリースの議論を基礎にして、ホワイトは、市民に「資産としてのジョブ」の権利が平等にあるとすれば、経済参加の機会から不本意に排除されるという不正義に対して、何らかの対応が必要なことは確かであるとす(White, *ibid.* : 156-8)。

その一方で、この議論がワークシェアというかたちで「資産としてのジョブ」の共有を推し進めることに対して、ホワイトはやや批判的な見解も示している。その理由は、第一に雇用がもたらす実利を考えて、ワークシェアを望むすべての人々にその権利を保障する、つまり「資産としてのジョブ」を共有する場合、それは労働(または仕事)に対する意欲をもっていることを前提とせざるを得なくなってしまうからだ。

また第二に、どのような「ジョブ」であれば認められるかという議論がつきまとい、労働や仕事の選り好みによって恣意的な差別が生じるため、「リベラ

ルな中立性」に反することになる。これらの結果、給付プログラムはどうしても就労や参加の意欲のある人々を対象にし、「望ましいジョブ」に就いてもらうように設計するパターンリズムを帯びることになる。

第三に、「資産としてのジョブ」論の主張は、参加することよりも資産を管理することに目が向けられがちであり、互酬性の視点が後ろへ追いやられてしまうと見られている(White, *ibid.* : 159-60)。

## 4 ホワイトのベーシック・インカム／キャピタル論

### (1) 条件つきで、かつ貢献による

これらの議論から、ホワイトはいくつかのベーシックインカムの具体案について検討している。

そのひとつが「参加所得」であり、アトキンソンの議論が紹介されている。もうひとつが「ターゲットド(Targeted=対象限定の)ベーシックインカム」である。これにはいくつかの方法があるが、倫理学者のアンドリュウ・ウィリアムズの議論が紹介されている。

3つ目が「時限つきベーシックインカム(Time-Limited Basic Income)」である。時限つきとは、例えば「生涯のうちに最大で数年間だけ給付を受けられる」(例として3年までなど)という条件をつけたり、「特定の年に6ヶ月を超えない範囲で給付を受けられる」という条件をつけたりすることが考えられている(1996年のアメリカの個人責任と就労機会調整法が例示されている)。

時限つきの場合、期限が切れた場合に再び貧困におちいることがあるため、公正な互酬性を保てない。そこでこの時限つきベーシックインカムを導入するならば、ワークテストを排除した、いわゆる第2のセーフティネットとして設定し、第1層には別のより普遍的な社会扶助が不可欠であると考えられている。

時限つき給付は、社会扶助におちいる前の緊急措置(emergency measure)

として活用可能であり、かつ長期的にはコミュニティへの生産的な貢献を促す給付となり得るので(条件づけによって)、非常に有望なもの(good bet)であるとホワイトは評価する(ibid.: 173-4)。そして、この時限つきベーシックインカムの構想を普遍的な給付プログラムに仕立てたものとして、次の「ベーシック・キャピタル」(もしくは「キャピタル・グラント」)が考案されている。

なお、ホワイトはこのベーシック・キャピタルに社会貢献が課されていることの根拠を次の2点から擁護している。第一に、資金が公正な互酬性をめざす社会参加のために使用されるよう促すためであり、第二に、資金が貧困と排除の解消および市場の脆弱性からの保護という強制的な「解放」を目的とすることに適うものとするためである(ibid.: 189)。

このように、互酬性と貧困の解消のために、一定の「条件づけ」は擁護し得るということである。

## (2) 資産分配としてのベーシック・キャピタル

ホワイトの定義によれば、ベーシック・キャピタルとは「国家が、市民それぞれに寛大な(generous)キャピタル・グラント(資本助成金)を特定の支払い時期(on maturity)に提供する(endow=授ける)こと」を意味している(ibid.: 176)。彼はこのベーシック・キャピタルの権利を、相続制度の改革を含む「社会的相続(social inheritance)」によって具体的に導入することができると思っている。

一般的に、リベラリズムの議論において相続制度はリベラルな平等主義および公正な互酬性という正義に明らかに反するものだと考えられている。それは不平等の最大の原因であり、社会的な生産物を共有することを拒否し、階級文化の創造に貢献してしまうものだ。ホワイトも、資産の不平等が、健康、教育、就労など個人の多様な社会生活に重大な影響を及ぼしていることは明らかだと述べている。

一方、相続の廃止には個人の自由を侵害するという観点から、また経済成長への影響といった観点から反対意見が強くある。だがホワイトは、資産の贈与を全面的に認めないというのではなく、課税制度にはもっと工夫が可能であることを示唆しているにすぎない(ibid.: 176-86)<sup>(6)</sup>。

とはいえ、ホワイトの提案は、従来のすべての財産移転の制度(相続、遺贈、生前贈与)を廃止し、相続税(資産移転課税 = wealth transfer taxation)を強化することに向けられている。すなわち、資産移転に対する100%の課税と、そこから得られる財源の市民への普遍的な還元が示唆されている(ibid.: 180)。ホワイトは次のような博愛主義的な人間観を表現している。「市民は自分たち自身の子どもに富を移転することよりも、同時代に生きる人々の「恩人(benefactors)」となることに誇りとよろこびを抱くべきでしょう」(ibid.: 184)。

### (3) 使用目的がゆるやかに決められた給付金

ベーシック・キャピタルの具体例として、英米の「ステークホルダー・グラント(Stakeholder Grants)」や「児童基金(Baby Bonds)」,あるいはIMFが実施する「特別引出権(Social Drawing Rights)」などが考えられる。ホワイトは、こうしたベーシック・キャピタルが、公正な互酬の目的に照らして、教育、職業訓練、新規事業の設立(起業)などの社会的責任を引き受ける目的で使用されるべきだとしている。

具体的な給付プログラムの提案として、18歳になったすべての若者に20,000ドルの「ユニバーサル・キャピタル・グラント」を提供するというプログラムをホワイトは示している。この給付金は個人の口座に振り込まれ、本人が管理していくものである。「資産ベース福祉(asset-based welfare)」の考え方に類似しており、公正な互酬を意識して、教育、職業訓練、起業などの特定の目的に対して口座から資金を引き出すことができるという制限をかけるように設計

されるのが望ましいとしている。

ベーシック・キャピタルの別の具体案として、アッカーマンとアルストート (Ackerman, B. and Alstott, A., 2006) の議論が紹介されている。これは、すべての市民が成人になった日に80,000ドルの給付金を受け取れる制度として提案されている。ただしこの給付金について、彼らはその「用途」には制限を課さないことを提案している (White, *ibid.* : 188 ; 齊藤 2006)。

同様に、ニッサンとルグラン (Nissan and Le Grand) の提案として、すべての市民に、やはり教育と職業訓練、そして起業のための蓄積を目的とした約110,000ドルの給付金 (Accumulation of Capital and Education : ACE) を提供すべきだとする議論に言及している (*ibid.* : 189)。

なおこうしたアイデアは、イギリスにおいて「児童信託基金 (Child Trust Fund)」として導入された実績がある。児童信託基金は、2002年9月から2011年1月の間に生まれたすべての児童に提供され、2020年9月から最初の受取人が自分の資金にアクセスできるようになっている。だが2011年以降、制度改革によってベーシック・キャピタルとしての要素が薄くなり、投資・貯蓄的な性格をもつ「資産ベース福祉」に改変されてしまったようである。

#### (4) ベーシック・キャピタルの具体的な給付イメージ

以上のアイデアをふまえ、ホワイトによるベーシック・キャピタルの具体的な給付プログラムのイメージはこうである (White, 2003 : 199-200 ; 田村 2008 : 97-8)。

- ・定められた時期 (期間または年齢) になると、すべての市民がまとまった資金の給付を得ることができる。この給付は少なくとも2つの基本的なアカウントで構成されていて、「参加アカウント」と「生活アカウント」と呼んでおく。
- ・「参加アカウント」にある資金は、コミュニティへの生産的貢献に関連づ

けられた方法と目的で使用することができる。たとえば、教育、職業訓練、起業などが含まれ、場合によっては、仕事を辞めて親の介護のような、互酬性を高めるコミュニティへの生産的貢献が含まれる。

- ・「生活アカウント」にある資金は、市民が自分の裁量で収入を補うために使用できるもので、人生の特定の期間内に利用できるものとなっている。つまりこれが「時限つきベーシックインカム」として提案されるものである。
- ・2つのアカウントとして供与される資金の総額は、アッカーマンとアルストロートが想定している水準で考えるなら、50,000ポンド(約600万円)となる。この60%が参加アカウントで、40%が生活アカウントに割り振られる(これらはあくまで例示とされている)。

なおこの提案は、IMFの「特別引出権(Social Drawing Rights)」のしくみと類似するものであるとホワイトは論じている。

ホワイトの強調点は、リバタリアンによる社会的ミニマムか、もしくはコミュニタリアンによる参加所得かというベーシックインカムの具現化における覇権争いではなく、それらの組み合わせによって経済的シティズンシップの確保をめざすことにあるようだ。彼は次のように書いている。

「理想論ではなく公正な互酬性という視点で考えるならば、福祉契約主義とベーシックインカムという2つの政策をそれぞれ単独で考えることには慎重になったほうがよいだろう。両者を互いに対立させるのではなく、公正な互酬性という分配の目的と正当なパターンリズムにもとづく報酬という2つを導く政策立案者は、それらをどのように構成的に組み合わせられるかについて考えるべきである。」(ibid. : 174-5)。

## 5 若干の考察

ベーシック・キャピタルを含むホワイトの議論を中心に、リベラルとコミュニ



ニタリアンによるベーシックインカム構想の一端をあらためて整理してみた。いくつか示された論点と具体的な政策提案のうち、本稿の関心事である「福祉契約主義」に関連する論点を中心に若干の考察をしておく。

ホワイトのベーシックインカム論は、諸個人の自由を保障すること、および互酬性を担保するための資金の分配を目的としている。そこで、彼が示したベーシック・キャピタル構想のうち、互酬性を意識した「参加アカウント」の給付においては、資金の使用目的に制約がかかっており、自由が抑制されていた。たしかに「参加アカウント」の給付が教育、職業訓練、起業への参加所得として構想されるとしたら、それは無条件性による生の承認に反した「福祉契約主義」となっていく。

とはいえ、ホワイト自身それを「ゆるやかで寛大なパターナリズム」と見ているように、多くの人々が価値を見出せるような教育や協働への参加の中身を議論していくことは不可能ではなかろう。少なくともそれは、選別性のきわめて強い日本の奨学金制度や職業訓練受講給付金(求職者支援)のような残余的な給付(あるいは貸与)とはかけ離れた普遍性をもつプログラムとして構想し得るはずである。またその給付要件の設定を民主的な対話や当事者参加によって実現させる方法をあわせて検討することで、(既存の制度に比して)一定の意味をもつといえる。

次に、ホワイトのベーシックインカム構想では、互酬性を意識した「参加アカウント」のほかに「生活アカウント」が用意されていた。これは、諸個人の自由をいっそう幅広く保障し得る「時限つきベーシックインカム」として提案されていた。この2段がまえの構造によって先の「バランス」をとろうとしている点は注目される。

しかし時限つきベーシックインカムは、生涯にわたって確定的に給付されるユニバーサル・ベーシックインカム(完全BI)に比して、諸個人に「計画的な人生設計」あるいは「資金活用能力」を求めるというパターナリズムをもたら

す可能性がある。つまり、人生の一定期間だけ「時限つきベーシックインカム」を受給できるとしても、各人は長期的なライフプランを立て、いわゆる「金融リテラシー」を身につけなければならなくなる。この困難はホワイトも認めており (ibid. : 191-2)、そのための金融教育やファイナンシャル・プランニングが必要となり、「賢い消費者」となることが奨励されることになる。

加えて、時限つきベーシックインカムは「資産ベース福祉」と相性が良いものである。こんにちリバース・モーゲージや資産運用型の個人年金として注目される資産ベース福祉は、「資産を形成できる層」をターゲットにしたものにかぎらず、より普遍的な社会保障プログラムに応用されていく傾向が見られる (シンガポールの強制積立年金制度のように)。こうした資産ベース福祉は自由の保障や互酬のための分配というよりも、より強く生権力として機能することに留意すべきであろう<sup>(7)</sup>。

このように、時限つきベーシックインカムは直接的に就労能力や参加意欲によって人間を選別しないが、消費生活・金融リテラシーを涵養させる権力と化すことがある。この点は、ベーシックインカムが貨幣経済や近代的な人間像からの解放をもたらさないという限界にもつながっている。

こんにち、リベラルな人間像・社会像を前提にした連帯経済やシェア・エコノミーの議論にあるように、貨幣経済に過剰に依存しない社会をめざす道が探求されている。当面のところそのような展望をもって、貧困・社会的排除および経済的不平等の解消に資するベーシックインカムが不可欠である。もう一方で、長期的には貨幣経済を乗り越え、他者への応答責任を感受する人間性を育む基盤として、「依存」「愛」「アート」への参加によって承認をもたらすような生活保障の方法や中身を熟考していくことが求められているように思われる。ベーシックインカムによる完全なる生活保障という構想が困難に直面する現代において、ホワイトの議論は参加への道筋がなおヒントになることを示唆しているといえるだろう。

註

- (1) ホワイトのベーシックインカム論に言及した日本の研究としては、齊藤(2006)、田村(2008)、福士(2009)、平野(2012)がある。
- (2) 福間聡によれば、ロールズの「社会的ミニマム」としてのベーシックインカム構想は、ヴァン・パリースのそれと多くの共通点をもち、「財産所有デモクラシー」にもとづいて所得を分配することで人びとの自尊を高める社会的基礎を築く機能を有するものと考えられている。とりわけ「無条件性」と「非排除性」を特徴とするベーシックインカムは、「給付の過多よりも、その給付形態自体が人びとの自尊の基礎となる」とされる。またベーシックインカムは無償教育や健康保険を代替することではなく補完するものであり、天然資源と生産手段の私的所有権を認めないことから生まれる財源および所得税によってまかなわれると考えられている(福間 2007 : 82-7)。
- (3) 義務と責任のちがいについて、平野寛弥はグッディンの議論を用いて整理している。すなわち、義務は「行為を命じるもの」もしくは「原理や規則に基づいて命じられる行為」であり、責任は「何らかの結果を命じるもの」もしくは「特定の結果の達成を引き受けること」である(平野 2012 : 242)。
- (4) イギリスの「社会正義委員会」は1994年の報告書において「権利と責任の均衡」を中心的に論じている。この議論に基礎づけられ、ブレアの労働党は1998年にグリーンペーパー『New Ambitions : A New Contract for Welfare』を明らかにする。その内容は、現代の福祉国家の中心に「権利と責任」にもとづく市民と政府との間の新しい契約があるという表明をおこなうものであった(White, 2003 : 12)。
- (5) 福祉契約主義に対してフィッツパトリック(2003)は「多様な互酬性(diverse reciprocity)」という概念を使って批判している。この議論は田村(2007)および平野(2012)が考察しており、その意味について「権利と義務は相互に依存しているが、相互に条件付けられていない」もの、と平野は説明している(平野 2012 : 248-250)。
- (6) ホワイトは、相続の廃止が個人の自由の侵害に当たることを認めている。しかし個人の自由を侵害する社会制度は数多くあり、そのなかでもとくに相続制度は、恣意的な性格をもち、かつ相続を廃止することによる社会的メリットと個人の自由の制限によるデメリットとを比較した場合に、前者が道徳的に大きいことを論じている(White, 2003 : 181)。
- (7) 資産ベース福祉に関連して、日本では、「孫」の教育費への資金供与を非課税にする贈与税制(生前贈与)があるが、これは所得階層の固定化をもたらし、社会的連帯や互酬を破壊する機能をもつものであって、不平等の解消という目的から見て真逆に向かう政策である。

## 付記

本研究は、科学研究費(基盤研究(C)・課題番号20K02194)の助成にもとづく研究成果の一部である。

## 参考文献

- Ackerman, B. and Alstott, A. (2006) Why Stakeholding?, in Wright, E.O. ed., *Redesigning Distribution*, Verso.
- 坏洋一 (2016) 「福祉国家の目標をめぐる今日的議論—現代シティズンシップ論からの示唆」『季刊社会保障研究』51(3・4).
- Fitzpatrick, T. (1999) *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Palgrave Macmillan (トニー・フィッツパトリック著、武川正吾・菊地英明訳(2005)『自由と保障—ベーシック・インカム論争』勁草書房).
- 福間聡 (2007) 『ロールズのカント主義的構成主義』勁草書房.
- 福士正博 (2009) 『完全従事社会の可能性—仕事と福祉の新構想』日本経済評論社.
- Goetz, A. (1992) On the Difference Between Society and Community, and Why Basic Income Cannot by Itself Confer Full Membership of Either, in Philippe Van Parijs (ed.), *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform*, Verso.
- 平野寛弥 (2012) 「社会政策における互酬性の批判的検討」『社会学評論』63(2).
- Jordan, B. (1992) Basic Income and the Common Good, in Van Parijs, P. (ed.) *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform*, Verso.
- 亀山俊朗 (2007) 「シティズンシップと社会的排除」福原宏幸『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社.
- 亀山俊朗 (2016) 「福祉と規範：市場とコミュニティを再考する」『福祉社会学研究』13号.
- Little, A. (2002) *The Politics of Community: Theory and Practice*, Edinburgh University Press (エイドリアン・リトル著、福士正博訳(2010)『コミュニティの政治学』日本経済評論社).
- Marshall, T.H. and Bottomore, T. (1992) *Citizenship and Social Class*, Pluto Press (T.H.マーシャル&T.ボットモア著、岩崎信彦・中村健吾訳(1993)『シティズンシップと社会的階級』法律文化社).
- 松尾隆佑 (2015) 「ステークホルディング論の史的展開と批判的再構成—普遍主義的な資産ベース福祉によるシティズンシップ保障の構想」『政治思想研究』15.
- 妻鹿ふみ子 (2014) 「急進的コミュニタリアニズムの平等理論と分配正義：それは社会的包摂に寄与するか」『東海大学健康科学部紀要』19.
- 妻鹿ふみ子 (2018) 「コミュニタリアニズムは『地域共生社会』の実現に寄与できるか—M.サンデル思想からの検討」『社会福祉研究』132号.

- 野田博也 (2020) 「社会的不利を抱える人々の金融ケイパビリティに関する論点」 小関隆志 編著『生活困窮と金融排除』 明石書店.
- 齊藤拓 (2006) 「ベーシックインカムとベーシックキャピタル」『Core Ethics』 2 (立命館大学大学院).
- 齊藤拓 (2009) 「訳者解説」 P.ヴァン・パリース著, 後藤玲子・齊藤拓訳『ベーシック・インカムの哲学』 勁草書房.
- 佐々木隆治・志賀信夫編著 (2019) 『ベーシックインカムを問いなおす: その現実と可能性』 法律文化社.
- 志賀信夫 (2013) 「ベーシック・インカムの理念と実現プロセス」『季刊経済理論』(経済理論学会) 50(3).
- 志賀信夫 (2015) 「『参加所得』構想の検討」『社会政策』(社会政策学会) 6(3).
- Standing, G. (2017) Basic Income: And How We Can Make It Happen, Penguin Books (ガイ・スタンディング著, 池村千秋訳(2018)『ベーシックインカムへの道』 プレジデント社).
- 武川正吾編著 (2008) 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』 法律文化社.
- 田村正樹 (2008) 「シティズンシップとベーシック・インカム」 武川正吾編著『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』 法律文化社.
- 魚躬正明 (2012) 「ロールズの財産所有制民主主義についての一考察—政治的平等・自尊心・嫉み」『成蹊大学法学政治学研究』(38).
- Van Parijs, P. (ed.) (1992) Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform, Verso.
- Van Parijs, P., (1995) Real Freedom For All: What (If Anything) Can Justify Capitalism?. Oxford University Press (P.ヴァン・パリース著, 後藤玲子・齊藤拓訳(2009)『ベーシック・インカムの哲学—すべての人にリアルな自由を』 勁草書房).
- 渡辺幹雄 (2004) 「ロールズにおける『福祉国家』と『財産所有制民主主義』」 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』 東京大学出版会.
- White, S. (2003) The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship, Oxford Univ Press.
- White, S. (2014) Alternative Liberal Solutions to Economic Inequality, Open Democracy, 5 November 2014, <<https://www.opendemocracy.net/en/opendemocracyuk/alternative-liberal-solutions-to-economic-inequality/>> (2020.9.10 accessed).